

大阪府指定出資法人評価等審議会（第11回）

■とき 令和5年12月5日（火曜日）10:00～10:30

■ところ Web開催

■出席者 新生 雅則（F&Link株式会社 公認会計士）

上野山 達哉（大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授）

川崎 ますみ（オフィス・リオ 中小企業診断士）

村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）

山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）

山田 美智子（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 主任研究員）

■議事 1. 人的関与ポストの廃止について

（1）人的関与ポストの廃止について

資料1に基づき、事務局より説明

委員：公募の例外事由について、②「公募を実施したが応募がない場合で、府OBを就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき」の「客観的」及び③「役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により」の「緊急」という文言はあった方がいいのか。

事務局：②の「客観的」については、公募によらず府OBを就任させることになるため、対外的に、府民の目から見ても合理的な理由が必要であるという理由で文言を入れている。また、③の「緊急」については、暇がなくやむを得ず府OBを暫定的に就任させることから、このような文言を入れている。

委員：「2 人的関与の見直し（人的関与ポストの廃止）について」について、府の状況だけが記載されているが、平成22年から令和5年まで10法人20ポストを削減してきており、人的関与の必要性について再点検を繰り返し行い、人的関与ポストを削減してきていていることについても記載した方がいい。また、人的関与ポストの廃止後も、府の施策推進等の必要性があれば、府は現職職員の派遣を行うことができるについても記載した方がいい。人的関与ポストを廃止する背景として、今後の職員の状況とともに、この二点を追加することで、より納得がいくものになる。

事務局：二点を追加する方向で検討させていただく。

委員：「3（1）現職職員の派遣について」と「3（2）現職派遣以外の役員ポストについて」で使用されている「ポスト」という言葉に引っかかりを覚える。「ポスト」は職や役という意味であり、使うこと自体はおかしくないと思うが、今回、府関係者を推薦するポストを廃止するということなので、3（1）の本文の「ポスト」という言葉は不要で、「法人の役員に現職職員の派遣を行う場合」でいいのではないか。また3（2）の表題についても、「ポスト」という言葉を使用しなくても表現できるのではないか。

事務局：人的関与ポストという言葉に引きずられて、「ポスト」と表現しているところもあったが、委員意見を踏まえ、3（1）の本文は「府が法人の役員に現職職員の派遣を行う場合」とし、3（2）の表題については、「現職派遣以外の役員選任について」など、本文の内容に合うように修正を検討させていただく。

委員：他の委員からも意見があったが、「2 人的関与の見直し（人的関与ポストの廃止）について」において、これまで取組みを進めてきたことも踏まえ、もう少し前向きに記載した方

がいいのではないか。

事務局：委員の意見も踏まえ、修正させていただく。

委 員：意見書（案）について、委員から表現等の修正に関する意見はあったものの、大枠について
は問題となるような指摘はなかったため、審議会として、この内容・方向性で意見を取りまとめる
ことでよいか。

各委員：異議なし。

委 員：この意見書（案）をもって審議会の意見とし、大枠は変更せず、修正に関する意見の反映に
ついては、会長預かりとしてよいか。

委 員：意見については、単なる表現ではなく、根本的な部分に関するものもあると思われるため、
しっかり修正して顶くようお願いする。

委 員：委員意見を踏まえた意見書となるようお約束する。今回の修正に関する意見については、会
長預かりとしてよいか。

各委員：異議なし。